

FEI 総合馬術競技 2スター(2*) 2009 馬場馬術課目 A	CCI**/CIC** A
参考時間:入場から最後の敬礼まで -約5分	

競技会名	日付	審判員名	審判員位置
------	----	------	-------

出番順	競技者名	所属	馬名
-----	------	----	----

		運動課目	着眼点	最高点	採点	観察所見
1.	A I	尋常速歩で入場 停止、敬礼 尋常速歩で発進	整正、リズム、真直性 停止、移行 コンタクトと項の位置	10		
2.	CHS SF	尋常速歩で左手前蹄跡に入る 斜め手前変換、中間速歩 (速歩または軽速歩)	整正、リズム、伸縮性、回転時のバランス フレームと歩巾の伸展	10		
3.	FAK	収縮速歩	中間速歩から収縮速歩への移行	10		
4.	KE	右肩を内へ	整正と速歩の質、収縮とバランス 諸関節の柔軟性、屈曲と角度	10		
5.	EX XB	Xへ右へ直径10mの半輪乗り Bへ左へ直径10mの半輪乗り	整正と速歩の質、収縮とバランス 屈曲、流暢さ、半輪乗りの図形	10		
6.	BM MCH	左腰を内へ 収縮速歩	整正と速歩の弾力性 諸関節の柔軟性、屈曲と角度	10		
7.	HE	左肩を内へ	整正と速歩の質、収縮とバランス 諸関節の柔軟性、屈曲と角度	10		
8.	EX XB	Xへ左へ直径10mの半輪乗り Bへ右へ直径10mの半輪乗り	整正と速歩の質、収縮とバランス 屈曲、流暢さ、半輪乗りの図形	10		
9.	BF FA	右腰を内へ 収縮速歩	整正と速歩の弾力性 諸関節の柔軟性、屈曲と角度	10		
10.	A	停止、不動	エンゲイジメントと不動(2-3秒)	10		
11.	A	4-5歩後退 中間常歩で発進	運歩の整正、 後退時のバランスとハミ受け	10		
12.	AK KB B	中間常歩 斜め手前変換、伸長常歩 中間常歩	整正、活発さ、背の柔軟、 伸長常歩の歩巾の伸展 肩の自由さ、ハミへの伸展	10		
13.		A-K間およびB-R間の 中間常歩	運歩の整正、リズム、 アウトラインとハミ受け	10		
14.	R手前で	常歩から直接収縮駆歩(左) 発進	明確な実施 流暢さと真直性	10		
15.	RS SP	直径20mの半輪乗り、 収縮駆歩 斜め手前変換、 収縮駆歩	駆歩の質、収縮、安定した屈曲 SからPまでの真直性	10		
16.	PV VE	右へ直径20mの半輪乗り、 反対駆歩 収縮駆歩	整正、リズム、バランスと駆歩の質	10		
17.	E SHC	常歩3-5歩を入れたシンプル チェンジ 収縮駆歩	移行、常歩の整正(3-5歩) 駆歩の真直性	10		
18.	CM MP	収縮駆歩 中間駆歩	中間への移行 整正、リズムと歩巾の伸展 真直性	10		
			計	180		

FEI 総合馬術競技 2スター(2*) 2009 馬場馬術課目 A <small>参考時間:入場から最後の敬礼まで -約5分</small>	CCI**/CIC** A
--	----------------------

出番順 競技者名 所属 馬名

				計	180		
		運動課目	着眼点	最高点	採点	観察所見	
19.	PFAKV	収縮駢歩	中間から収縮駢歩への移行、 バランス、真直性と駢歩の質	10			
20.	VR RS	斜め手前変換、収縮駢歩 左へ直径20mの半輪乗り、 反対駢歩	整正、リズム、バランス 反対駢歩の質	10			
21.	SE E VKA	収縮駢歩 常歩3-5歩を入れたシンプル チェンジ 収縮駢歩	常歩への直接の移行、 常歩の整正(3-5歩) 駢歩への直接の移行、 駢歩の真直性	10			
22.	AF FR	収縮駢歩 中間駢歩	中間への移行 整正、リズムと歩幅の伸展 真直性	10			
23.	RMCHS	収縮駢歩	中間から収縮駢歩への移行 バランス、真直性、駢歩の質	10			
24.	S IG	左へ直径10mの半輪乗り 中央線上収縮駢歩	バランス、駢歩の整正、正確さ 中央線上の真直性	10			
25.	G	停止、不動、敬礼	移行と不動	10			
手綱を伸ばした常歩でAより退場							
小 計				250			
総合観察				最高点	採点	観察所見	
26.	ベース	自由自在に变じ、かつ整正であること		10			
27.	インパルジョン	馬の前進意欲、弾発ある運歩、背の柔軟、後躯のエンゲイジメント		10			
28.	従順性	注意力と従順、運動の軽快性及び無理のなさ、 正しいハミ受けとコンタクト		10			
29.	騎手	騎手の姿勢と騎座、扶助の正しい使用とその効果		10			
合 計				290			

要求されている収縮の程度は、課目に規定されている運動を無理なく流暢に行なえるものであれば十分である。

減点すべきもの: 運動課目の誤りと運動を抜いた場合

1回目	=	2点減点.....		
2回目	=	4点減点.....		
3回目	=	失権		
合 計				

注1:運動項目に「軽速歩」とない限りは尋常、中間・伸長速歩は「(座った)速歩」で実施ならない。
注2:**/**運動課目においては拍車は必須である。
注3:**/**運動課目においては水勒と同様に大勒も可。

審判員署名